

# 神戸夙川学院大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 神戸夙川学院大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、神戸夙川学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているとは認められない。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的と教育目的は、「21世紀の日本の観光産業を担うリーダーを育成する」として、簡潔な文章によって明確かつ具体的に規定されており、法令に適合している。大学の個性・特色は「人・文化・自然の共生を目指す観光文化学」として明示され、観光産業及び社会のニーズの変化への組織的対応がなされている。これらの使命・目的と教育目的は、学生便覧やホームページなどによって学内外に広く開示され、大学の全教職員、学生、保護者などへの周知がなされている。大学の使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されており、1学部2学科から成る教育研究組織はこれと整合性を有している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

明確なアドミッションポリシーに沿って学生受入れ方法が工夫されており、入学定員維持への努力が行われている。教育目的を踏まえた編成方針に沿って、学部学科の教育課程は体系的に編成されており、観光文化学を基軸とした教授方法の工夫・開発が行われている。学修及び授業の支援においては教員と職員の協働体制が整備され、学生によるピアサポーター制度も導入されている。単位認定、卒業認定、進級判定などは履修規定、履修要項に明示された基準に基づいて行われており、履修科目登録単位数の制限によって学修時間の確保もなされている。キャリアデザイン科目や教育課程外のキャリア支援プログラムが設定されるなど、キャリアガイダンス体制が整備されている。「学生ポータルサイト」を活用して個々の学生の修学状況を把握するなど、教育目的の達成状況の点検・評価方法が工夫・開発されているほか、学修情報ネットワークの活用などによって入学から卒業までの学生生活の支援が行われている。教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は「大学教員選考規程」に則ってなされ、教員の資質・能力向上のためのFD(Faculty Development)も実施されている。校地及び校舎は設置基準及び耐震基準を満たしている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持の表明のため、財務情報や教育研究情報の社会に対する公表が求められているが、大学ではこれらに関する最新の情報が公表されておらず、各種規定も整備されていない。また、理事会は継続的な審議ができる状態ではなく、機能しているとはいえない。

「学校法人夙川学院寄附行為」で定められている法人の資金調達（借入金）について、

事前に評議員会での意見聴取が行われていない。完成年度を迎える前に借入金が増加するなど、財務基盤は大きく崩れており、借入金返済計画も不透明で、現在の財政計画は実行性に乏しく、財政は極めて危機的状況にあり、有効な再建計画が求められる。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は継続的に実施されておらず、体制としても学長の諮問機関としての大学評価委員会が設置されているのみで、自主的な活動とはなっていないため、早急に自己点検・評価のための恒常的な組織体制を確立することが必要である。自己点検・評価報告書の定期的な作成及びホームページなどでの公表がなされていない点も改善を要する。自己点検・評価の結果を活用するための全学的なPDCAサイクルも十分に機能していないので、そのための仕組みを確立する必要がある。

総じて、大学は自らが掲げる使命・目的に則り、「21世紀の日本の観光産業を担うリーダーを育成する」という教育目的を達成するために適切に教育・研究に取り組んでおり、観光都市・神戸に立地する大学としての魅力ある人材輩出と多様な活動が期待される。しかし、「経営・管理と財務」及び「自己点検・評価」に関して多くの重大な課題を抱えており、それらを着実に改善していくことにより、安定した大学経営を実現することが必要である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.教育研究活動を通じた社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的は、「キリスト教的人道主義」という学校法人夙川学院全体の建学の理念に基づいて定められており、「21世紀の日本の観光産業を担うリーダーを育成する」として、学則の中で具体的かつ明確に示されている。また、教育目的は、観光文化学部を構成する観光文化学科・観光マネジメント学科のそれぞれにおいて簡潔な文章によって表現されており、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映されているほか、大学案内や学生便覧及び大学ホームページなどにおいて学内外に広く開示されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の個性・特色は、観光を単なる経済活動としては考えず、広い意味での文化に関わる活動と捉えるところに示されており、「人・文化・自然の共生を目指す観光文化学」の確立と深化が目指されている。また、大学学則によって定められた大学の使命・目的は、学校教育法などの法令に適合している。更に、「学校法人夙川学院経営改善計画 平成 25 年度～29 年度（5 ヶ年）」（以下、「経営改善計画」）を策定し、この作業過程で使命・目的などを再確認しており、観光産業及び社会ニーズの変化への対応がなされている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、教授会や各種委員会、事務連絡会、常任理事会などにおける報告、更には学生便覧や大学案内の配付によって、全教職員と全役員に周知され、理解と支持を得ている。大学の使命・目的及び教育目的は、大学案内や学生便覧の配付及び大学ホームページ、あるいは新入生オリエンテーションや懇談会などによって、学生・保護者に周知されている。また、「経営改善計画」を策定するなど、大学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画及び三つの方針に反映させている。1 学部 2 学科を設置し、各学科にコースを設けてそれに対応した科目群をそろえるなど、教育研究組織は大学の使命・目的及び教育目的と整合性を有している。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーは明確に示され、学内外に対して大学ホームページ、大学案内、学生便覧、学生募集要項などで周知されている。

アドミッションポリシーに沿い、面談・面接試験型と筆記試験型入学選抜により学生の受入れを行っている。入学者確保のために学生受入れ方法を工夫しており、それはAO入試、指定校推薦入試に表れている。

アドミッションポリシー及び入学定員に沿って観光文化学部（観光文化学科、観光マネジメント学科）の入学定員維持への努力を行っている。

## 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

教育目的を踏まえ、カリキュラムポリシーは明確に設定されている。学部、学科の同方針に沿って教育課程は体系的に編成されており、観光文化学を基軸とした教授方法の工夫、開発が行われている。特に、学内外において学生の積極的、自主的参加を促す「調査研究科目」群、「コープ教育科目」群にはその工夫がみられる。

また、1、2年次で基礎を学び、3、4年次に個別専門分野を学ぶ教育の流れは学生に周知され、初年次に行われる「ルーキージャム」などは4年間の教育の出発点となっている。加えて、年間履修登録単位数の上限を設定するなど、学年進行過程における教育状況の確認も行われている。

## 2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

学修支援及び授業支援に関しては教務委員会が方針を定め、担当部局である「教務部」と「学生部」がその任に当たり、教務、奨学金、留学、学生プロジェクト、ハラスメントなどに関する支援体制を整えている。

また、1年次必修科目「調査研究基礎」の授業内において上級生が下級生を支援する「ピアサポーター制度」を導入している。初年次教育において、教員は他の部局と協力して学生が大学生活に適応するよう指導している。

**【参考意見】**

○オフィスアワーについては、学修支援の視点から時間帯などを明確に記載するよう配慮されたい。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

単位の授与、卒業認定、進級などに関する基準は履修規程、履修要項で定められており、適切な運用が行われている。

進級要件（2年次から3年次へ）に関しては、観光文化学科、観光マネジメント学科ともに2年間で40単位以上の修得が義務付けられている。また、教育指導上の観点から一部の科目の修得も義務付けられており、基本的に4年間の教育課程の中間地点での学修成果の確認も行われている。

**2-5 キャリアガイダンス**

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

教育課程内においてキャリア関連科目は1年次から4年次まで配置され、学生の職業意識醸成、社会人基礎力育成などの職業的自立に関する指導体制が整えられている。特に、企業、地域との連携によるインターンシップ、「コープ教育科目」群の配置はキャリア教育の特徴を示している。

教育課程外においてキャリア支援プログラムが設定されており、全体指導、キャリア講

座、個別指導から構成されている。

キャリアガイダンス体制の主導的役割を果たしている部局はキャリアセンターで、確実な就業力の育成体制を整えている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発として、クラス担任による学生面談や授業観察・合同発表会によって学生の入学動機、将来の志望、基礎学力や態度・志向性の把握に努めている。なお、個々の学生の修学状況を「学生ポータルサイト」に設けられた「スチューデントプロフィール」や「オンライン出欠簿」などによって客観的に把握している。また、就職状況については、キャリアセンターにおいて各学生の就職活動状況のデータベースを随時更新し、把握に努めている。

教育内容・方法の改善及び学修指導などの改善へ向けて、学生による「授業アンケート」結果を担当教員へフィードバックしている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

クラス担任制や保護者面談の実施とともに、「ポータルサイト（学内情報ネットワーク）」の活用によって入学から卒業までにわたる学生生活の安定のための支援を行うとともに、保健センター及び学生相談室を通じて学生の心身面における健康管理を行っている。

また、授業料を減免する「奨学金減免制度」や「学部奨学金制度」「海外留学支援奨学金制度」、経済状況の急変時に無利子貸付けされる応急奨学金制度を含んだ奨学金貸付制度といった各種奨学金・貸付金制度を設定し、学生への経済的支援を行っている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用のため、「学生生活アンケート」を全学生に対して実施し、学生支援に役立てている。また、学生グループ活動に対する支援制度として「学生プロジェクト」を設け、教員が「プロジェクトアドバイザー」として助言などを行っている。



## 2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に関して、大学の専任教員数は、大学設置基準を満たしている。教員の採用・昇任などは、「神戸夙川学院大学教員選考規程」「神戸夙川学院大学教員選考規程細則」に則って行われている。

FD については、「FD 部会」を中心にして活動テーマごとにグループを作り、全教員が一つ以上のグループに必ず所属して活動している。教養教育実施のための体制として、教務委員会のもとに教養教育委員会を設置している。

## 2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校地及び校舎は、設置基準を満たしている。校舎は、土日祝日も開館し、学生が望む時間に自由に自学自修や課外活動をすることができる。図書館は、中学生以上を対象とした一般市民にも開放している。校舎の耐震性能の確保については、耐震基準を満たし、防火消防設備の機能も確保されている。収容人数に対応した教室が設置され、授業に必要な教室の数は確保されている。全館バリアフリー対応で、全館エレベーターで移動できるように設計され、車いす用のトイレも設置されている。

## 基準 3. 経営・管理と財務

### 【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしていない。

**【理由】**

「神戸夙川学院大学ハラスメント防止等に関する規程」「神戸夙川学院大学防災等危機管理規程」などを制定し、ハラスメントや人権などについて配慮している。環境保全への取組みとして、夜間電力を利用した氷蓄熱システムを導入し、水リサイクルによる再生水を利用している。大学、短期大学などの法人内の各教育機関が連携して事業計画を策定し、使命・目的を達成するべく業務の遂行に努めている。

一部の規定が整備されておらず、私立学校法、大学設置基準に関連する法令などのコンプライアンスが遵守されていない。

学校法人夙川学院ホームページに、消費収支計算書以外の財務情報は、公表されておらず、また、神戸夙川学院大学ホームページの教育情報については、最新の情報が公表されていない。

**【優れた点】**

- 阪神淡路大震災の体験から、近隣大学との避難訓練、相互見学及び情報交換などの実施、大学内の水リサイクルによる再生水を利用していることは評価できる。

**【改善を要する点】**

- 教育情報については、「教員数」「教員一人当たり学生数」「年齢別教員数」「在学生数」「入学者数」「卒業者数」などについて、最新の情報が公表されるよう改善を要する。
- 財務情報については、「消費収支計算書」しか公表されていないので、「監査報告書」「資金収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」などを公表し、併せて全般的に説明や解説などをつけるよう改善を要する。

**3-2 理事会の機能**

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしていない。

**【理由】**

理事会については、「学校法人夙川学院常任理事会規程」「学校法人夙川学院理事会会議細則」などの規定を整備している。

しかしながら、理事会は緊急を要する議案が多く、急遽理事会を開催することが頻繁にあり、その際の各理事に対する開催日程や議案の事前周知などが十分でない。理事会の議事録についても、理事の署名の欠落などの不備が過去数年にわたって行われている。更に、理事の任期中の交代が頻繁に行われた時期もあった。このように、理事会は継続的な審議ができる状態ではなく、教育機関及び学校法人の公共性を保つための役割と機能を果たしているとはいえない。

#### 【改善を要する点】

- 財務・運営面において、現在、大学が置かれている危機的状況は、理事会が私立学校法及び寄附行為に則った運営をしていないことが原因であり、早急に体制を整備するよう改善を要する。
- 理事会の議事録について、理事の署名の欠落などの不備があるので、改善が必要である。

#### 【参考意見】

- 理事に対する理事会開催日程や議案の事前周知や欠席者の手続きなどが十分に対応されていないので、配慮が望まれる。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

大学の意思決定機関として、「全学協議会」と教授会を設置している。「全学協議会」は、学長、学部長、学科長、事務局長、各委員長などで構成され、原則月1回開催することとしている。案件によっては、教授会に意見を聴取して調整を図っている。

業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮するため、平成25(2013)年7月に学長交代(理事長の兼務)が行われた。更に、平成25(2013)年9月には、組織の整備や権限と責任の明確性を図るため、法人及び大学全体の組織変更、大幅な法人と大学の役職者及び職員の異動、各種の規定及び各種委員会の改廃と新設などを行っており、今後はその効果に期待したい。

#### 【参考意見】

- 平成25(2013)年9月に組織改編に伴い新設された組織及び委員会については、今後その機能性などに関する効果を検証することが望まれる。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる

意思決定の円滑化

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

「学校法人夙川学院寄附行為」「学校法人夙川学院理事会会議細則」が定められ、理事会機能の強化として理事の増員が行われたが、それに伴う評議員の増員がされていないので、早急な対応が必要である。

法人の資金調達（借入金）の手続きに関しては、「学校法人夙川学院寄附行為」で定められているが、平成 22(2010)年 7 月の理事会で審議された借入金については、事前に評議員会の意見が聴取されておらず、理事会承認後の評議員会で「報告事項」として扱われているので改善が必要である。

法人及び大学の各管理運営機関や各部門間のコミュニケーションによる円滑な意思決定並びにリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を図るため、平成 25(2013)年 9 月に「学校法人夙川学院組織規程」「全学協議会運営規程」をはじめとする各種の規定などが改廃された。このことにより、管理運営の強化、管理の相互チェック機能によるガバナンス機能の充実が発揮されるシステムとなったので、今後に期待したい。

【改善を要する点】

- 理事会の強化として理事一人が増員されたが、評議員数が 2 倍を超えていないので改善を要する。
- 平成 22(2010)年 7 月に理事会で審議された平成 22(2010)年 8 月から平成 23(2011)年 4 月までの借入金について、年度を越えた借入金であるにも関わらず、評議員会での事前の意見聴取が行われていないので、改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保のため、平成 25(2013)年 9 月に法人全体の組織変更と大幅な人事異動が行われた。これにより、法人及び大学を

支える幹部管理職の兼任状況は改善されたので、今後に期待したい。

業務執行の管理体制の構築のため、法人組織も「法人本部」から「法人事務局」に変更され、業務執行に際し「学校法人夙川学院事務分掌規程」により権限の適切な分散と責任が明確にされ、業務効果が担保されつつある。

職員の資質・能力の向上のために、外部の各種研修会に参加し、意識向上と能力向上に努め、事務職員からなる部会を定期的に開催し、連携事業、情報交換などの勉強会を開き、資質向上に努めている。

また、法人内の幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学の事務責任者による定期的な会議が行われている。

### 3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしていない。

#### 【理由】

大学は、平成 20(2008)年のリーマンショックにより運用資金を失い、更にこれに関連しての借入金増加で財政が大きく崩れている。銀行団などとの借入金返済計画に関する特定調停は現在交渉中であるが、先行きは不透明である。

借入金は、不動産の売却で一部返済する予定であり、不動産売却交渉は現在進行中である。しかしながら、今後の借入金返済については、自力で現金を増加させなければならないが、入学者は年々減少しており、学生生徒等納付金増加の目途が立っていないとはいえない厳しい状況である。

現在の財政計画は実行性に乏しく、財政は極めて危機的状況にあり、有効な再建計画が求められる。

#### 【改善を要する点】

○法人全体の学生生徒等納付金などの増収を図り、更なる経費削減により、キャッシュフローの安定黒字化と帰属収支の早期黒字化への改善が必要である。

### 3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

「学校法人夙川学院経理規程」「学校法人夙川学院固定資産及び物品管理細則」「業務フロー」に従って、会計業務は適切に処理されており、必ず稟議書による承認を経て出金が行なわれている。

平成 24(2012)年度 4 月より内部監査室に専任職員を配置し、会計監査の体制を整備し、監査法人、監事との連携による内部監査業務を行い、適切に会計処理を行っている。

#### 基準 4. 自己点検・評価

##### 【評価結果】

基準 4 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしていない。

##### 【理由】

自己点検・評価体制に関しては、開学（平成 19(2007)年度）以来、大学評価委員会を設置しているが、学長の諮問機関として組織されており、学長からの諮問がなければ自己点検・評価を行わないので、自主的・自律的な活動に至っているとはいえない。

平成 19(2007)年度、平成 20(2008)年に自己点検・評価活動の報告書として「大学評価委員会に対する学長諮問の答申」（報告書）が作成された。その後は、FD 部会などを中心とした教学面での自己点検・評価活動にとどまっており、平成 25(2013)年度認証評価のための「自己点検評価書」が作成されるまで、全学的な自己点検・評価報告書は作成されておらず、自己点検・評価活動が継続的に行われていない。

##### 【改善を要する点】

○早急に全学的な自己点検・評価活動を展開できる恒常的な組織体制の改善が必要である。

##### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしていない。

**【理由】**

平成 19(2007)、平成 20(2008)年度に、自己点検・評価活動の報告書として作成した「大学評価委員会に対する学長諮問の答申」(報告書)を大学ホームページで公表するとともに、平成 19(2007)年度と同冊子については、教職員に配付している。

データに基づく客観的な記述が少なく、また FD 活動などで重要なデータである「学生による授業アンケート」はサンプル数が少なく、全体的にエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価とはいえない。また、十分な調査・データの収集と分析がなされていない。

**【改善を要する点】**

○平成 23(2011)年度、平成 24(2012)年度に FD 活動報告書は作成、公表されているが、全学的な自己点検・評価報告書については、平成 20(2008)年度以降なされていないので、定期的に作成及び公表するよう改善を要する。

○自己点検・評価活動と IR(Institutional Research)活動をつなげて、データに基づく客観的な自己評価をするよう改善が必要である。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

**4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性**

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしていない。

**【理由】**

平成 23(2011)年度から、FD 部会が中心になり PDCA サイクルを意識した活動を始めているが、大学全体としての自己点検・評価の PDCA サイクルを構築するに至っていない。従って、全学的な自己点検・評価活動の結果の活用のための PDCA サイクルを安定的に行う組織体制が確立されていない。

**【改善を要する点】**

○FD 活動（人材育成プログラム）が自己点検活動の中心だったが、今後は大学運営についての自己点検・評価を行うとしているので、早急に大学運営を含む大学全体の自己点検・評価活動の PDCA 体制を構築するよう改善が必要である。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 教育研究活動を通じた社会貢献**

**A-1 産官学地域連携をはじめとした多彩な社会貢献**

**A-1-① 産官学地域連携センターの取り組み**

**A-1-② 観光文化学部の専門性を活かした社会貢献の取り組み**

- A-1-③ 「学生プロジェクト」事業を通じた社会貢献の取り組み
- A-1-④ 「『観光甲子園』」事業を通じた社会貢献の取り組み
- A-1-⑤ 「みなとまち大学連携協定」
- A-1-⑥ 公開講座
- A-1-⑦ その他の取り組み

**【概評】**

「産官学地域連携センター」の取り組みや各ゼミにおける独自の活動、「学生プロジェクト」の多様な活動など、さまざまな角度から幅広く教育研究活動を通じた社会貢献を行っており、神戸市をはじめとする地域社会から高く評価されている。

「観光甲子園」事業を通して、観光教育の社会的認知度の向上、参加する高校生への教育効果、参加地域への好影響という面で、多大な貢献をしている。多様な社会貢献活動に取り組むとともに、座学では味わえない教育研究活動へと結付ける努力を行っている。特に、「観光甲子園」の取り組みは特色ある活動である。平成 19(2007)年度開校にも関わらず社会貢献活動は非常に活発である。

教職員一体となった活動を「みなとまち大学連携協定」につなげることにより、神戸市、長崎市、横浜市との広域地域連携の一層の強化となることを期待したい。





